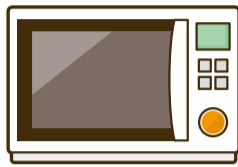


### くらしの110番 電子レンジ使用中の発煙・発火事故に注意!

【事例1】冷凍オクラにラップをかけて、電子レンジでだいたいの秒数で適当に加熱したら発火し、食品とラップが燃えた。

【事例2】インスタントコーヒーを水で溶き、電子レンジのオート機能で温めていたら、庫内の側面が発煙・発火した。

事故の原因はさまざまありますが、加熱のし過ぎが多く見られます。特に、水分が少ない食品、高温になりやすい食品、油脂の多い液体は短時間で加熱が進んだり、少量の食品の加熱にオート機能を使用すると加熱しすぎて発煙・発火することがあります。



ほかに、庫内に溜まった食品カスや汚れ、電子レンジ不可の容器などが原因で発煙・発火することがあります。

#### 【消費者へのアドバイス】

- ①加熱のし過ぎに注意しましょう。使用時には必ず取扱説明書で、適した機能や設定時間を確認しましょう。迷った場合は加熱時間を短めに設定し、様子を見ながら加熱するようにしましょう。
- ②定期的にレンジ庫内や扉を清掃しましょう。
- ③電子レンジ不可の容器や包装、電子レンジでの加熱に適さない食品の加熱はしないようにしましょう。
- ④電子レンジの近くに燃えやすい物を置かないようにしましょう。
- ⑤発煙・発火したときは、電子レンジを停止させて電源プラグを抜きましょう。扉を開けて庫内に空気が入ると、炎が大きくなることもあり危険なため、開けずに煙や火が収まるのを待ちましょう。
- ⑥困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

問八潮市消費生活センター(受付は商工観光課) ☎0336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

### 法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

#### SNSでのいじめ

**質問** 娘(中学生)と会話をしていたら、娘のクラスメイトの一人が、クラスメイト全員が入っているグループLINEから強制的に退会させられたとのことでした。LINE上の問題は学校外の出来事なので、学校の先生に相談するのは控えた方がよいでしょうか。

**回答** お子さんまたは保護者から、ぜひ学校に相談してみてください。

いじめ防止対策推進法では、学校の内外を問わず、「いじめ」が発生した場合には学校が組織的に調査、指導しなければならないと定めています(法23条)。LINE上の「いじめ」についても、学校が組織的に対応することになります。

また、この法律では、「いじめ」とは何かが規定されています。法律上、行為の相手が傷ついた場合には、「いじめ」に当たるとしています(法2条)。この規定は、学校を含め周囲の人達が、いじめを見落としてしまい深刻な事態を招いてしまったという過去の教訓から、いじめ問題にすぐに対応できるようにするために作られています。

今回のケースを検討してみると、クラス内の人間関係やグループLINEから強制的に退会させられた経緯も調べる必要はありますが、強制的に退会させられたおさんが傷ついている可能性が高いです。したがって、「いじめ」に該当する可能性が高いです。また、LINE上のいじめ以外に、クラス内でいじめられている可能性もあります。

いじめの研究結果から、いじめがエスカレートしないようにするためには、「いじめている子」と「いじめられている子」の周囲にいる子どもたち(傍観者)がどのように動くかが重要であるとされています。いじめている子に対して、直接、注意するのはハードルが高いと思いますので、学校の先生に相談して学校に対応してもらうことが非常に重要になります。また、いじめられている(かもしれない)子に声掛けをして孤立させないということも大切です。

LINE上のいじめは学校側が把握しにくいので、問題が深刻化する前に周囲の子どもや保護者が学校にいち早く相談することがとても重要です。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 川原祐介(弁護士)

## 4月各種無料相談

☎996-2111

★相談日が祝日の場合はお休みです(⑮を除く)。

※来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。



**①法律相談** 問秘書広報課 ☎373  
法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)  
※2日前の水曜日午前9時から電話予約  
日毎週金曜日 午後1時20分~4時  
場市民相談室 定8人(電話による事前予約制)

**②税理士相談** 問秘書広報課 ☎373  
相続税など税金全般についての相談  
※3月20日(月)午前9時から電話予約  
日4月3日(月) 午後1時~4時  
場市民相談室 定6人(電話による事前予約制)

**③不動産相談** 問秘書広報課 ☎373  
土地・建物の売買、賃貸や空き家の利活用など、不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)  
日4月10日(月) 午後1時~4時  
4月24日(月) 午前9時~正午  
場市民相談室

**④くらしの相談** 問秘書広報課 ☎373  
日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)  
日4月12日(水) 午後1時30分~3時30分  
場市民相談室

**⑤行政書士相談** 問秘書広報課 ☎373  
紛争のおそれのない相続・遺言などの書類作成および官公庁へ提出する書類・申請書の作成などについての相談  
日4月17日(月) 午後1時~4時  
場市民相談室

**⑥司法書士相談** 問秘書広報課 ☎373  
土地・建物の所有権移転登記、相続登記などについての相談  
※4月6日(水)午前9時から電話予約  
日4月20日(水) 午後1時~4時  
場市民相談室 定6人(電話による事前予約制)

**⑦DV相談** 問人権・男女共同参画課 ☎811  
DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)  
日毎週月・金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時  
※面談の場合は要予約  
☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

**⑧女性相談** 問人権・男女共同参画課 ☎811  
夫婦関係などさまざまな悩みごとについて、心理士やカウンセラーが心の整理をお手伝いします(女性限定)  
日毎週火~木曜日 午前10時15分~午後0時30分 午後1時30分~3時45分  
場駅前出張所内相談室 定4人(電話による事前予約制)

**⑨人権相談** 問人権・男女共同参画課 ☎811  
不当な差別や偏見、プライバシーの侵害など人権に係るさまざまな悩みについての相談(人権擁護委員が対応)  
日4月13日(水) 午後1時~4時  
場市民相談室

**⑩心配ごと相談** 問社会福祉協議会 ☎995-3636  
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)  
日4月5日(水)・19日(水) 午後1時~4時  
場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616 (心配ごと相談専用電話)

**⑪生活困窮者自立相談** 問社会福祉課 ☎493  
経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応)  
日毎週月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分  
場社会福祉課 ☎949-6317 (生活困窮者自立相談支援専用電話)

**⑫こころの健康相談** 問保健センター ☎995-3381  
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)  
日4月10日(月) 午後1時~2時30分  
場保健センター 定2人(電話による事前予約制)

**⑬消費生活相談** 問商工観光課 ☎336  
悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)  
日毎週月~金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時  
場消費生活センター ※受付は商工観光課

**⑭内職相談** 問商工観光課 ☎274  
内職の求人、求職のあっせん、および相談(内職相談員が対応)  
日毎週火曜日 午前10時~正午 午後1時~3時30分  
場市民相談室

**⑮若年者就職相談** 問ゆまにて ☎996-0123  
若年者(おおむね40歳未満、学生など)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)  
日4月5日(水)・19日(水) 午前10時~正午 午後1時~4時  
場勤労青少年ホームゆまにて 定5人(電話による事前予約制)

**⑯教育相談** 問教育相談所 ☎995-0077  
児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関することなど教育についての相談(専任教育相談員が対応)  
日毎週月~金曜日 午前9時30分~正午 午後1時~4時  
場教育相談所(八條小学校西隣)

**⑰家庭児童相談** 問子育て支援課 ☎472  
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)  
日毎週月~金曜日 午前9時~正午 午後1時~4時  
場家庭児童相談室

**⑱子育てコーディネーター** 問子育て課 ☎951-0229  
就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談  
日毎週月~金曜日 午前10時~午後4時  
場やしお子育てほっとステーション

**⑲休日・夜間納税相談** 問納税課 ☎330  
市税・国民健康保険税の納付についての相談  
日4月2日(日) 午前9時~午後4時 毎週木曜日 午後5時15分~7時  
場納税課

〈広告欄〉

#### 広告募集

「広報やしお」へ掲載する広告を募集しています。詳しくは、秘書広報課(☎423)へお問い合わせください。